

## 配分方針

- 医師少数区域への配慮を盛り込む。
- 都全体での当年度4月1日時点の研修医採用者数が翌年度定員の削減上限となるため採用実績を考慮した配分とする。
- 小児科・産科プログラムの定員未充足を考慮した配分とする。
- 大規模な削減が続くことから定員規模が小さい病院への配慮を盛り込む。
- 令和2年度まで実施していた病院間調整による配分数の変更を認める。

## 配分方法（令和4年3月開催医師部会承認内容）

### ○ 令和5年度開始臨床研修定員(1,275名+追加5名=計1,280名)配分方法 ※赤字は過去2年との変更箇所

#### 【配分A=必ず配分すべき数】

##### A-1 医師少数区域の基幹型病院(西多摩、南多摩 計10か所) 【従前のとおり】

- ・過去3年間の内定者数の平均値まで配分(都内の医師少数区域で56週以上の研修を行うプログラムに限る。)
- ・過去3年間の内定者数の平均値が希望定員数に達しないときは、直近の内定率100%(二次募集等を含めて定員を充足)の場合に限り、さらに1を配分

##### A-2 マッチング対象外(受入れ義務への対応) 【従前のとおり】

- ・防衛医大(自衛隊中央病院)及び自治医大(研修を受け入れる都立病院)

##### A-3 小児科・産科プログラム

- ・本体定員が20名以上となる病院(必須)を対象に4を配分
- ・経過措置的に認めてきた、**本体定員16名以上で希望する病院への配分4については、過去3年間の内定者数の平均値が2名以上の場合、4を配分。過去3年間の内定者数の平均値が2名未満の場合、小児科・産科プログラムの定員は措置せず、当該平均値(少数点以下切捨て)をB-1②で一般定員として配分**

#### 【配分B=配分A実施後の残数】(配分B=定員上限数-配分A)

##### B-1 各病院の実績に応じて配分

- ①各病院の過去3年間の内定者数の平均値に、都全体の定員上限の減少率(94.4%=1,351→1,275)を掛けた値(小数点以下切捨て)  
**又は各病院の過去3年間の採用者数の平均値のうち、より小さい数字を配分。ただし、配分希望数及び前年度配分数が上限**
- ②**小児科・産科プログラムの過去3年間の内定者数の平均値が2名未満の場合、当該病院の一般定員から1を削減。A-3配分での小児科・産科プログラムからの振り替えがある場合は当該数値を配分**

##### B-2 B-1の残数がある場合に配分

- ①**定員規模が小さい病院への配慮として、令和4年度の定員数が5名以下で、B-1の結果が配分希望数に足りず、令和2年度定員比で2名以上減となる病院へは、直近の採用率が100%の場合、各1を配分**
- ②**残数については、直近の採用率が高い順に、B-1の結果が配分希望数に満たない病院へ各1を配分 (B-2①で配分を行った病院も含む)**  
同率の場合、過去の採用率→内定率→マッチ率の順に考慮し、配分先を決定。複数の病院がなおも同順位で並ぶ場合、定員数が少ない病院を優先

【最低定員数調整】上記による配分数が1の病院に、上限数の枠外で各1を配分

【病院間調整】病院間で合意があり、双方から申し出がある場合、定員数の病院間調整が可能